

丹波市国民健康保険

第3期 データヘルス計画

第4期 特定健康診査等実施計画

-概要版-

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

1. 計画策定の概要

本計画は、保健事業を効果的かつ効率的に実施するための実施計画（データヘルス計画）と、生活習慣病予防を目的とした特定健康診査等実施計画を一体的に策定するものである。

○データヘルス計画

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（厚生労働省告示）に基づき、被保険者の健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を実施するために策定する計画

○特定健康診査等実施計画

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病の予防と早期発見のための特定健康診査及び特定保健指導の実施方法や実施率に係る目標値等について定める計画

現行計画（平成30年度～令和5年度）の最終年にあたる令和5年度に目標値の達成状況の確認や進捗管理を行い、重点的な取組課題を整理し、目標及び対策の設定を行い、次期計画（令和6年度～令和11年度）を策定する。

また、計画の策定にあたり「健康たんば21第2次計画」における関連事項及び関連目標を踏まえ、基本理念のもと被保険者の健康の保持増進を推進する。

<基本理念1 健康寿命の延伸>

平均寿命の延伸に伴い健康寿命との差が拡大すれば、生活の質の低下を招き、医療・介護等の負担が大きくなるため、生活習慣病の発症予防や重症化予防によって、健康寿命の延伸を目指す。

<基本理念2 医療費の適正化>

若年期から健康診査を受診する習慣を身に付けることによる生活習慣病の発症予防や重症化予防に努めるとともに、ジェネリック医薬品への適切な移行や適正な受診行動への指導をすすめることで、医療費の適正化を目指す。

<基本理念3 健康意識の向上>

ポピュレーションアプローチにより、国保加入者全体の健康意識を向上させるために、健康づくりに関する情報提供を進め、健康づくりへの意識の変化をもたらすための環境づくりに努める。

2. 丹波市国民健康保険及び特定健診・特定保健指導の概況

被保険者構成

保険制度別人口では、全体の19.7%が国民健康保険に加入している。加入者数は平成30年度以降減少傾向にある。年齢構成は65歳以上が全体の51.8%を占めている。

図表 2-2-1-3：令和4年度被保険者構成割合（男女別・年代別） P11

年代別	男性 (%)	女性 (%)
70-74歳	15.2%	17.3%
65-69歳	8.8%	10.5%
60-64歳	4.6%	5.2%
55-59歳	2.3%	2.5%
50-54歳	2.6%	2.2%
45-49歳	3.0%	2.2%
40-44歳	2.3%	1.7%
35-39歳	1.9%	1.8%
30-34歳	1.4%	1.3%
25-29歳	1.4%	1.0%
20-24歳	1.4%	1.1%
15-19歳	1.3%	1.2%
10-14歳	1.1%	1.0%
5-9歳	1.2%	0.9%
0-4歳	0.7%	0.9%

医療費の状況

総医療費は平成30年度と比較すると増加している。一人当たり医療費も平成30年度と比較して増加しており、国・県と比較しても高い。

図表 3-1-2-1：医療費総額の経年変化 P14

年度	入院 (%)	外来 (%)	歯科 (%)	市 (円)	県 (円)	国 (円)	一人当たり医療費 (円)
平成30年度	53.8%	39.4%	6.8%	402,195	2,000,000	1,500,000	350,000
令和元年度	53.6%	39.9%	6.5%	418,182	2,000,000	1,500,000	360,000
令和2年度	54.7%	38.6%	6.8%	409,101	2,000,000	1,500,000	350,000
令和3年度	54.3%	38.9%	6.8%	426,816	2,000,000	1,500,000	360,000
令和4年度	51.0%	42.8%	6.3%	465,502	2,000,000	1,500,000	465,502

特定健診の状況

特定健診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより令和2年度に大幅に低下したが、令和4年度にインセンティブ事業を開始したこと等の取り組みを進めた結果、県の受診率より高いところまで回復した。

図表 3-3-1-1：特定健診受診率の経年変化 P36

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	市_受診率 (%)	県_受診率 (%)
平成30年度	10,000	4,000	40.1	30.0
令和元年度	10,000	4,000	41.4	30.0
令和2年度	10,000	3,000	29.7	30.0
令和3年度	10,000	3,000	30.8	30.0
令和4年度	10,000	3,720	37.2	30.0

特定保健指導の状況

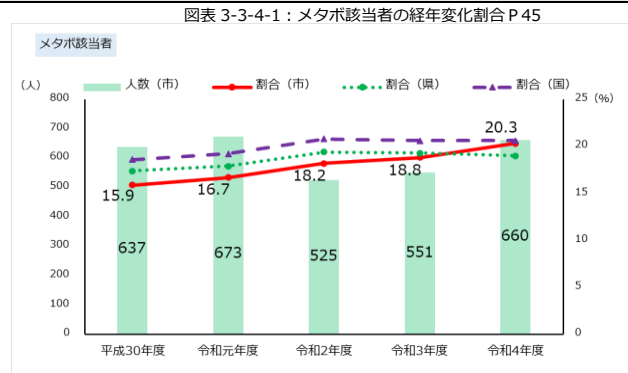
特定保健指導により、翌年度に特定保健指導の対象者ではなくなった人の割合は、令和2年度を除き、増加傾向にある。

図表 3-3-5-6：特定保健指導による改善人数、割合 P54

年度	昨年度保健指導利用者数 (人)	今年度保健指導の対象者ではなくなった人数 (人)	改善率 (%)
平成30年度	148	21	14.2
令和元年度	168	24	14.3
令和2年度	261	26	10.0
令和3年度	282	43	15.2
令和4年度	294	54	18.4

メタボリックシンドローム該当者の状況

令和4年度のメタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という）の割合は20.3%である。年々増加傾向にあり、国より低い、県より高い。



受診勧奨判定値を超える者の状況

令和4年度の特健健診受診者において、生活習慣病に係る検査項目のうち、受診勧奨判定値を超える者の割合はHbA1c・空腹時血糖及び血圧、eGFRにおいて令和元年度より上昇している。

図表 3-3-3-1：特定健診受診者のうち、受診勧奨判定値を超える者の状況 P40

令和4年度			令和元年度		
検査項目		判定値超過者	検査項目		判定値超過者
		割合 (%)			割合 (%)
HbA1c	6.5-6.9	5.7	HbA1c	6.5-6.9	4.7
	7.0-7.9	3.1		7.0-7.9	3.3
	8.0-	1.4		8.0-	0.9
	計	10.2		計	9.0
空腹時血糖	126-	7.2	空腹時血糖	126-	6.0
血圧	I度	32.8	血圧	I度	29.2
	Ⅱ度	7.5		Ⅱ度	8.3
	Ⅲ度	1.7		Ⅲ度	1.8
	計	41.9		計	39.0
LDLcho	140-159	16.4	LDLcho	140-159	16.5
	160-	12.1		160-	12.5
	計	28.5		計	29.0
eGFR	44.9以下	3.1	eGFR	44.9以下	2.7

標準化死亡比（SMR・EBSMR）

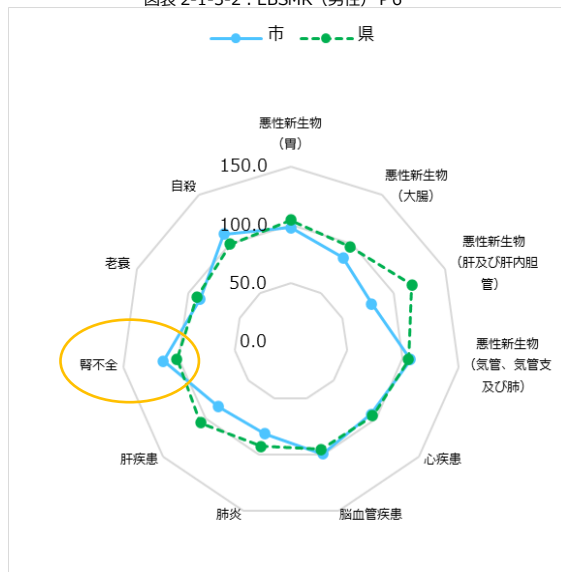
国の平均を100とした標準化死亡比(SMR)の経験的ベイズ推定値(EBSMR)において、「腎不全」による死亡率が、男性・女性ともに国及び県より高い。

○男性 114.2 (県:102.0)

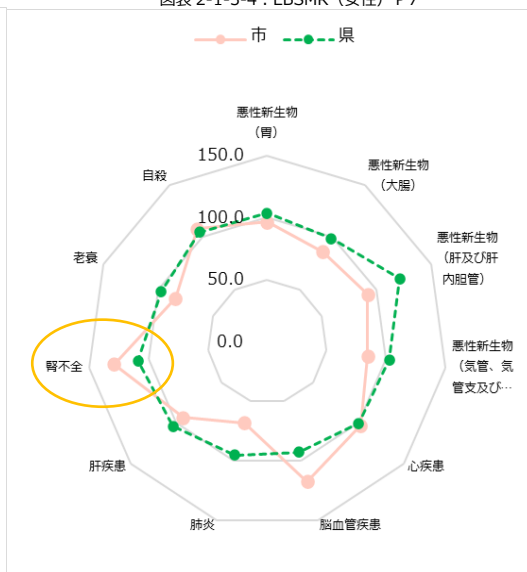
○女性 128.9 (県:108.9)

※国:100 固定

図表 2-1-3-2：EBSMR（男性） P 6



図表 2-1-3-4：EBSMR（女性） P 7



3. 課題と第3期データヘルス計画における目標と保健事業

第2期の事業結果と分析により明らかになった課題に対し、3つの基本理念を踏まえながら保健事業を展開していく。

すなわち、生活習慣病の発症予防と重症化予防の観点から、健診受診率の向上を図り、受診者へのきめ細やかな保健指導を行うことで「健康寿命の延伸」や「医療費の適正化」を目指す。また、国保加入者の健康増進のためには、健康づくりに係る主体的な取組や姿勢が重要であり、あらゆる機会を捉えて生活習慣病の知識の普及啓発を行い「健康意識の向上」を図る。

課題	現状分析	目標
特定健診受診率が低い	平成30年度の40.1%から令和2年度に29.7%へ低下した。未受診者勧奨やインセンティブ事業の取組みにより、令和4年度現在で37.2%に回復したが、平成30年度より低下した状態にある	健康づくり習慣を身につけることが大切であるため、受診率向上を図り、生活習慣病の早期対策を促進する
メタボ該当者の割合が増加している	平成30年度の15.9%から令和2年度に18.2%へ増加。令和4年度現在で20.3%と増加を続けている	対象者の行動変容につながる保健指導を行うことで特定保健指導対象者を減少させ、生活習慣病の予防をする（メタボ該当者を減らす）
受診勧奨判定値を超える人が多い	令和元年度から比較して高血圧・糖尿病・腎機能の受診勧奨判定値を超える人の割合が増加している	受診勧奨判定値を超えると、重症化リスクが高まるため、適切な保健指導の実施や医療機関受診を促し、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化を予防する（受診勧奨値を超える人を減らす・腎症の重症化を予防する）
腎機能が重症化している人が増えており、腎不全による死亡割合が国及び県より高い	腎不全の標準化死亡比が、男女ともに国・県より高い eGFRの受診勧奨判定値を超える人の割合は増加しており、重症化が進んでいる。	
後発医薬品の普及促進	後発医薬品の普及率は平成30年度の79.2%から令和4年度の82.9%へと増加しているが、さらなる普及率の向上を目指す	後発医薬品の適切な利用で医療費の適正化を促進する（ジェネリック医薬品の使用割合を上げる）

○第2期データヘルス計画における保健事業実績から見た課題

- ・生活改善が必要な対象者を特定保健指導対象者につなげるため、特定健診の受診率向上
- ・生活習慣病の悪化を予防・抑制するため、効果的な保健指導の実施
- ・高血圧症や糖尿病の悪化が腎不全等の重症化疾患につながるため、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防
- ・健康意識の向上と自発的な健康づくりの取組を促進する広報活動

対応する 個別保健事業	事業概要	指標	目標値
特定健康診査・ 特定健康診査未受 診者勧奨事業 健康ポイント事業	・40歳以上の対象者に対して、受診券と受診勧奨のパンフレットを送付する。 ・未受診者の特性に合わせた受診勧奨通知を作成し送付する。 ・20歳から39歳の人に対して、保険証の更新時期に受診案内、受診勧奨を行う。 ・健診受診者に、健康ポイントを付与する。	・特定健診受診率 ・リスク保有者の割合 ・40歳代健診受診率 ・50歳代健診受診率	・60% ・9% ・40% ・40%
特定保健指導・ 特定保健指導未利 用者勧奨事業	・特定保健指導該当者に対して、特定保健指導を実施する。	・特定保健指導実施率 ・特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率 ・メタボ該当者減少率	・65% ・25% ・30%
生活習慣病の重症 化予防対策事業	【未治療ハイリスク者】 ・特定健診の結果から血圧、血糖の高値の人、腎機能の低下が認められる人に保健指導や受診勧奨を行う。 【治療中断者】 ・高血圧症、糖尿病、高脂血症の治療等の経歴があり、治療を中断している人に保健指導や受診勧奨を行う。 【治療中者】 ・糖尿病で通院中の人のうち、糖尿病性腎症に該当し重症化リスクの高い人に対して医療機関と連携し、保健指導を実施する。	・医療機関受診率（糖尿病性腎症） ・HbA1c8.0以上の人の割合 ・医療機関受診率（糖尿病） ・医療機関受診率（高血圧症） ・専門医療機関受診率（腎症） ・Ⅲ度高血圧の人の割合 ・医療機関受診率（治療中断者） ・HbA1cの数値が減少した人の割合（治療中者） ・腎不全の標準化死亡比（男性） ・腎不全の標準化死亡比（女性）	・60% ・減少 ・60% ・60% ・50% ・減少 ・50% ・100% ・103 ・116
ジェネリック医薬 品差額通知事業	・ジェネリック医薬品への切り替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象者に通知を送付することで、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。	・後発医薬品の使用割合	・85%
生活習慣病の知識 普及啓発事業	・全市民に対して、あらゆる機会を通じて健康づくりの情報発信（健康増進・発症予防、早期診断・重症化予防）を行う。	・各保健事業の主要指標に準じる	

4. 特定健康診査等実施計画の事業内容と目標値

40 歳以上の被保険者を対象に、糖尿病等内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）を実施する。また、特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象者を特定し、生活習慣や検査値が改善されるように、専門職による保健指導を行う。

図表 9-3-2-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値 P96

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健診受診率	40%	44%	48%	52%	56%	60%
特定保健指導実施率	60%	61%	62%	63%	64%	65%

図表 9-3-2-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数 P97

			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特定健診	対象者数（人）		9,052	8,874	8,696	8,518	8,340	8,161
	受診者数（人）		3,621	3,905	4,174	4,429	4,670	4,897
特定保健指導	対象者数（人）	合計	431	464	496	527	555	582
		積極的支援	96	103	110	117	123	129
		動機付け支援	335	361	386	410	432	453
	実施者数（人）	合計	259	283	307	332	355	378
		積極的支援	58	63	68	74	79	84
		動機付け支援	201	220	239	258	276	294

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64 歳、65-74 歳の推計人口に令和 4 年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和 4 年度の特定保健指導該当者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数：合計値に令和 4 年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

5. 40 歳前健診

特定健康診査・特定保健指導の対象となる年代だけでなく、40 歳より若い世代の生活習慣病予防を行うことが重要であるため、20 歳から 39 歳の被保険者に対して、特定健康診査と同様の健診を巡回健診で実施する。

6. 計画の評価・見直し

○データヘルス計画

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。事業の評価は、健康・医療情報を活用し、費用対効果の観点も考慮して行う。目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また令和 11 年度においては、第 4 期の計画の策定を円滑に行うため、令和 11 年度の上半期に仮評価を行う。

○特定健康診査等実施計画

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率については、本計画の最終年度（令和 11 年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を毎年度評価し、必要に応じて実施計画の見直しを行い、事業の改善へとつなげる。

丹波市国民健康保険
第3期 データヘルス計画
第4期 特定健康診査等実施計画
-概要版-

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度